令和5年12月市議会定例会付議事項の主要内容（追加提出分）

	No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
１２月１４日提出分	1	議案第　８９号	高槻市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	＜ 氏　　名 ＞ 松井　年志子
	2	諮問第　２号	人権擁護委員候補者推薦の諮問について	＜ 氏　　名 ＞ 吉井　美沙子
				＜ 氏　　名 ＞ 宮脇　美千代
				＜ 氏　　名 ＞ 吉田　友子
				＜ 氏　　名 ＞ 當麻　円純
	3	議案第　９０号	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	＜令和５年１２月市議会追加提出予定条例議案概要のとおり＞ （３、４ページ参照）
	4	議案第　９１号	令和５年度高槻市一般会計補正予算（第７号）	＜ 補　正　額 ＞　５，６１８，３１８千円 ＜補正後の総額＞　１４２，６２８，８８０千円 ＜ 繰 越 明 許 費 ＞　プレミアム付商品券事業 ２，００６，８４７千円

	No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容		
１２月１４日提出分	5	議案第　９２号	令和５年度高槻市下水道等事業会計補正予算（第２号）	＜　項　目　＞	＜　補　正　額　＞	＜補正後の総額＞
				収益的収入	６２９千円	９，１６８，１２４千円
				収益的支出	２，２２１千円	９，１０２，３３９千円
				資本的収入	１，７９０千円	１，３２７，００８千円
				資本的支出	３，５８０千円	４，５５３，１９２千円
	6	議案第　９３号	令和５年度高槻市自動車運送事業会計補正予算（第２号）	＜　項　目　＞	＜　補　正　額　＞	＜補正後の総額＞
				収益的支出	３０，４５１千円	３，７０９，２３５千円
	7	議案第　９４号	令和５年度高槻市水道事業会計補正予算（第３号）	＜　項　目　＞	＜　補　正　額　＞	＜補正後の総額＞
				収益的収入	△２５，７４３千円	６，５１６，８１５千円
				収益的支出	１０，６１３千円	６，２０４，８２４千円
				資本的支出	２，２９８千円	４，５６０，６７７千円

令和５年１２月市議会追加提出予定条例議案概要

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>付　議　事　項</th><th>理　由　及　び　要　旨</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>９０</td>
<td>一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について</td>
<td>１　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第１条及び第２条関係）
人事院勧告（令和５年８月７日付け）等に準じて、一般職の職員の給与について次のとおり改定する。
(1)　給料の引上げ等（別表第１、別表第２、別表第４及び別表第５関係）
官民給与の均衡を図るため若年層を中心として行政職給料表の給料月額を平均０．９％引き上げるとともに、行政職給料表以外の給料表の給料月額については行政職給料表との均衡を基本に所要の改正を行う。
(2)　初任給調整手当の引上げ（第１２条の２関係）
(1)による医療職給料表の適用を受ける職員に係る給料月額の引上げに伴い、当該職員のうち採用による欠員の補充が著しく困難であると認められるものとして新たに採用された職員に係る初任給調整手当の上限を月額２５１，７００円（現行：２５１，２００円）に引き上げる。
(3)　期末手当の引上げ（第２２条関係）
期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>令和６年度以降</th><th>令和５年度</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一　般　職　員</td><td>６　月　期</td><td rowspan="2">１．２２５月
（０．６８７５月）</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">１．２月
（０．６７５月）</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>１．２５月
（０．７月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定管理職員
（課長級以上）</td><td>６　月　期</td><td rowspan="2">１．０２５月
（０．５８７５月）</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">１．０月
（０．５７５月）</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>１．０５月
（０．６月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定任期付職員</td><td>６　月　期</td><td rowspan="2">２．２２５月</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">２．１７５月</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>２．２７５月</td></tr>
</table>
（注）（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員</td>
<td>公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。ただし、１(3)及び(4)のうち令和６年度以降に係る部分並びに２は、令和６年４月１日から施行する。</td>
</tr>
</table>

(4)　勤勉手当の引上げ（第２３条関係）

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>令和６年度以降</th><th>令和５年度</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一　般　職　員</td><td>６　月　期</td><td rowspan="2">１．０２５月
（０．４８７５月）</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">１．０月
（０．４７５月）</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>１．０５月
（０．５月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定管理職員
（課長級以上）</td><td>６　月　期</td><td rowspan="2">１．２２５月
（０．５８７５月）</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">１．２月
（０．５７５月）</td></tr>
<tr><td>１２月期</td><td>１．２５月
（０．６月）</td></tr>
</table>

（注）（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員

２　特別職の職員の給与に関する条例及び高槻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第３条関係）

１による一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和６年度以降</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>６　月　期</td><td rowspan="2">２．２２５月</td><td rowspan="2">２．１７５月</td></tr>
<tr><td>１２月期</td></tr>
</table>

３　高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第４条関係）

会計年度任用職員の令和５年１２月期に係る期末手当の支給月数については、現行どおりとする。

４　その他所要の改正を行う。